

基本財産管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟の基本財産の維持・管理ならびに処分に関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 定款に定めあるものを除き、基本財産の維持管理及び処分については、この規程に定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における基本財産は次のとおりとする。

- (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定められた財産
- (2) 理事会の決議により基本財産に繰入された財産

(管理責任者)

第4条 基本財産の管理責任者は理事長とする。財務諸表を次のとおりとする。

(基本財産の維持管理)

第5条 この規程で基本財産を維持管理する。

- 2.財産については、良好な状態において管理し、半期および年度末に台帳と照合するものとし、減価償却引当資産を設定する。
- 3.現金については、確実な銀行に定期預金として預け入れ、もしくは国公債等の確実な有価証券を購入し、安全に管理するものとする。有価証券に組入れた場合は、満期保有目的債権以外のものについて、市場価格のある時価評価に伴って生じる評価差額は、正味財産増減計算書のその増減額を記載する。

(基本財産の収入)

第6条 基本財産から生じる収入は、目的事業費、管理費等に充当する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1. この規程は、2023年3月16日から施行する。